資料１

みえスマート林業推進協議会設置要綱

（名称）
第１条　本会は、「みえスマート林業推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（設置目的）
第２条　協議会は、スマート林業に関する技術や効果など、先進的な知識を県内の林業関係者間で共有し、広く普及することで、林業イノベーションを加速化し、林業の安全性や生産性の向上、木材供給力の強化を通じて、本県林業・木材産業のグリーン成長を実現することを目的とする。

（所掌業務）
第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。
（１）スマート林業に関する先進事例の情報収集・発信
（２）スマート林業の導入に向けた研修会の開催
（３）スマート林業の現場実装に関する調査・検証
（４）その他目的を達成するために必要な事項

（組織）
第４条　協議会は、別表の団体等をもって構成する。
２　会員の追加・変更は、会長が承認し、次の協議会に報告するものとする。
３　協議会は、必要に応じて部会を設置することができ、その構成は会長が定める。
４　会長は、必要に応じて第一項に掲げる会員以外の者をオブザーバーとして協議会に参画させることができる。

（役員及びその職務）
第５条　協議会に会長を置き、会員の互選により選任する。また、副会長は会長が会員の中から指名する。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会の会議等は、会長が必要に応じて招集する。ただし、やむを得ない事情により会員を招集することが困難な場合は、書面もしくはインターネット会議に代えることができる。
２　会議の議長は、会長が務める。
３　会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４ 会議に出席できない会員は、あらかじめ書面で表決することができる。この場合において、第３項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（事務局）
第７条　この協議会の事務局を、三重県農林水産部森林・林業経営課に置く。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則
この要綱は、令和４年９月５日から施行する。